

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけ変更に伴う当社商品の改定に関する注記

(注1) 感染症法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年)法律第114号をいいます。

(注2) 感染症法の改正後

感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

(注3) 引き続き新型コロナウイルス感染症を補償対象

2020年6月に新型コロナウイルス感染症を補償対象とする商品改定を行っております。改定の詳細については、[2020年6月26日のお知らせ](#)をご確認ください。

(注4) 感染症法第6条に規定する「指定感染症」

政令により、一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限ります。

(注5) 感染症法第6条第7項第3号に規定する「新型コロナウイルス感染症」

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。

(注6) 2021年2月13日

改正感染症法の施行日です。